

審 査 基 準

令和 7 年 11 月 28 日 作成

法 令 名 : 風営適正化法

根 拠 条 項 : 第31条の23において準用する第5条第4項

処 分 の 概 要 : 許可証の再交付

原権者（委任先） : 京都府公安委員会

法 令 の 定 め :

規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）

審 査 基 準 :

標 準 処 理 期 間 : 14日

申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。

問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係
(電話 075-451-9111 内線3035)

備 考 :